

**鳥取県告示第514号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が  
退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 8 月11日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 口 隆 之 西伯郡大山町豊成520－1

平成21年 7 月 2 日退任